

# 和光市防犯灯補助金交付要綱

平成17年5月31日

告示第87号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内における犯罪の発生を防止するとともに私道の通行の安全を確保するため、市内の住民で構成されている自治会等の団体(以下「地域団体等」という。)が行う防犯灯の設置及び修繕に対し、補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、和光市補助金等の交付に関する規則(昭和38年規則第8号)に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、地域団体等が行う防犯灯設置事業及び防犯灯修繕事業とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 設置事業

ア 独立式(新規に共架施設の設置を伴う方式をいう。) 防犯灯1基につき当該設置に要した費用の2分の1の額とし、80,000円を限度とする。

イ 共架式(既設の電柱等共架施設に照明器具の設置を伴う方式をいう。) 防犯灯1基につき当該設置に要した費用の2分の1の額とし、30,000円を限度とする。

(2) 修繕事業

防犯灯1基につき当該修繕に要した費用(電灯の交換に要する費用を除く。)の2分の1の額とし、10,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする地域団体等の代表者(以下「代表者」という。)は、和光市防犯灯補助金交付申請書(以下「申請書」という。)(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付する旨の決定をしたときは、和光市防犯灯補助金交付決定通知書(以下「決定通知書」という。)(様式第2号)により代表者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第6条 前条に規定する決定通知書を受けた代表者は、補助対象事業完了後速やかに和光市防犯灯実績報告書(以下「報告書」という。)(様式第3号)に工事費又は修繕費を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の確定通知)

第7条 市長は、前条の実績報告書を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、和光市防犯灯補助金確定通知書(様式第4号)により代表者に通知するものとする。

(補助金の取消し等)

第8条 市長は、補助金の交付申請の内容に不正があると認めるときは、補助金交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

(書類等の整備)

第9条 代表者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿類を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助金の交付決定に係る会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(再助成の制限)

第10条 この補助金を活用して整備した防犯灯は、事業完了後、5年を経過しなければ再助成を申請することはできない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。